

総合評価落札方式における評価項目の改正について

(令和3年10月1日以降の公告から適用)

令和3年8月19日

佐渡市契約検査室

1. 改正の概要

(1) 「工 企業倫理や信頼性等(減点項目)」の評価内容等の変更

大規模工事における低入札抑制のため評価内容・基準を変更します。

- 1億2千万円以上の建築・土木工事において低入札調査基準価格を下回る応札があった場合に5点減点とします。

技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点 + (-5点)

- ※ 入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合の評価値の算定方法(評価値=技術評価点/調査基準価格)に変更はありません。

(2) 「才 簡易な施工計画」の評価基準等の変更

設定された課題に対して事項毎に記述いただき、各事項を評価できるよう中間点を設定します。

- 現場及び工事特性を踏まえ、特に配慮すべき事項として提案(確認)を求めます。
【変更なし】
- 設定された課題に対して、2事項以上3事項以下に事項立てし、簡潔、かつ、分かりやすく記述します。
- 1事項あたり1点として評価します。(記載順に3事項までを評価対象とし、以降の事項は評価対象外)
- 設定する課題は1項目とし、入札公告又は入札執行通知書に明示します。

【変更なし】

2. 評価項目と配点【変更なし】

□ 評価項目・配点一覧表

評価項目		配点		
		別表1 建築/1.2億 円以上	別表2 土木/1.2億 円以上	見直し
ア 企業の 技術力	(ア) 工事实績	2	-	
	(イ) 工事成績	4	4	
	(ウ) 表彰	1	1	
	(エ) 労働災害防止対策	2	2	
	(オ) 重機保有状況	-	2	
	(カ) 専門工種の施工機械 自社保有状況	-	-	
小計		9	9	
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	2	2	
	(イ) 工事成績	4	4	
	(ウ) 表彰	2	2	
	(エ) 継続教育(CPD)の状 況	1	1	
小計		9	9	
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動 実績等	2	1	
	(イ) 道路除雪の実績	-	2	
	(ウ) 地域内拠点	2	2	
	(エ) 労働福祉	2	2	
小計		6	7	
特別簡易型 加算点の上限		-	-	
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	-5	-5	評価項目等の見直し
	(イ) 入札契約に関する不 当な働きかけ	-1	-1	
	(ウ) 総合評価の不履行	-2	-2	
	(エ) 指名停止措置等	-1	-1	
小計		-9	-9	
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で 施工上配慮すること	3	3	評価基準等の見直し
	小計	3	3	
簡易型 加算点の上限		27	28	

3. 主な改正内容

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(ア) 品質確保の確実性

○ 設計金額1億2千万円以上の土木一式工事、建築一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 品質確保の確実性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5



(ア) 品質確保の確実性	本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札。	低入札価格調査基準価格を下回る価格	-5	/-5
--------------	--	--------------------------	----	-----

オ 簡易な施工計画

(ア) 設計図書の範囲内で施工上配慮すること

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 設計図書の範囲内で施工上配慮すること	当該工事を設計図書の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切。	3	/3
		一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない。	0	
		不適切 又は 未記載	失格	



(ア) 設計図書の範囲内で施工上配慮すること	当該工事を設計図書の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が3事項。	3	/3
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が2事項。	2	
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が1事項。	1	
		具体的で適切である提案が1事項もない。(一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない。)	0	
		不適切 又は 未記載	失格	